

## 法令に基づく情報公表

法令に基づき、下記の通り公表いたします。

### 【女性の活躍に関する情報公表】

対象期間 2022年4月1日～2023年3月31日

#### ●女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

・労働者に占める女性労働者の割合 62.3%

・男女の賃金の差異

(全労働者) 57.6%

(うち正規雇用労働者) 57.8%

(うち非正規労働者) 103.7%

#### ●職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

・有給休暇取得率 83.5%

### 【男性労働者の育児休業取得率等の公表】

公表前事業年度 2022年4月1日～2023年3月31日

●公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等(※)をした男性労働者数の割合 50%

#### 育児休業等(※)

育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(産後パパ育休(出生時育児休業)を含む)及び法第23条第2項(所定労働時間の短縮の代替措置として3歳未満の子を育てる労働者対象)又は第24条第1項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業